

Ⅱ 幼稚園・保育所・認定こども園等訪問

種別	目的	対象(回数)	内容	手続き等
計画訪問	指導主事及び幼保指導員等が訪問し、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び「学校教育の指針」等の具体を踏まえた指導助言を行うことなどにより、質の高い教育・保育の充実を図る。	公立幼稚園 (年1回) 公立幼保連携型認定こども園 (年1回)	○保育参観 ○諸表簿閲覧 ・指導要録 ・出席簿 ・健康診断票 ○資料閲覧 (要項参照) ○運営説明 ○協議	・北教育事務所において調整後、期日及び訪問者等を決定し、町担当課を経由して通知する。 ・各園は当日の日程等に係る文書を作成し、訪問日の2週間前必着で北教育事務所へ電子メール又は郵便で送付する。 ・各園は訪問に係る資料(要項参照)を訪問日の7日前必着で北教育事務所へ訪問者の人数分郵便で送付する。
認定こども園訪問	認定こども園に求められる機能の維持・向上のため、指導主事及び幼保指導員等が訪問し、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び「学校教育の指針」等の具体を踏まえた指導助言を行うことなどにより、質の高い教育・保育の充実を図る。	認定2年目以降の認定こども園 (年1回) ※公立幼保連携型認定こども園を除く。	○保育参観 ○資料閲覧 (要項参照) ○運営説明 ○協議 ※各園の課題や要望に応じて実施する。	・各園からの要請を受け、北教育事務所において調整後、期日及び訪問者等を決定し、市町村担当課を経由して通知する。 ・各園は依頼文書を作成し、訪問日の2週間前必着で北教育事務所へ電子メール又は郵便で送付する。 ・各園は訪問に係る資料(要項参照)を訪問日の7日前必着で北教育事務所へ訪問者の人数分郵便で送付する。
要請訪問	要請に基づいて指導主事及び幼保指導員等が訪問し、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び「学校教育の指針」等の具体を踏まえた指導助言を行うことなどにより、質の高い教育・保育の充実を図る。	就学前教育・保育施設等(年1回) ※計画訪問又は認定こども園訪問実施施設を除く。 ※「認定こども園サポート事業」実施施設を除く。	○保育参観 ○協議等 ※各園の課題や要望に応じて実施する。	・各園からの要請を受け、北教育事務所において調整後、期日及び訪問者等を決定し、市町村担当課を経由して通知する。 ・各園は依頼文書を作成し、訪問日の2週間前必着で北教育事務所へ電子メール又は郵便で送付する。 ・各園は訪問に係る資料(要項参照)を訪問日の7日前必着で北教育事務所へ訪問者の人数分郵便で送付する。

幼保小の架け橋プログラムに関する研修会等

期 日	事 業 名	対 象	会 場
7月24日(木)	就学前・小学校等北地区合同研修会	・鹿角市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、三種町、八峰町の就学前教育・保育施設及び小学校等の教職員 ・北管内の行政関係者	北秋田市交流センター

その他、「架け橋プログラム研修会」「就学前教育理解推進研究協議会」等、幼保小等の教職員が合同で参加できるオンラインによる研修会も計画されています。ぜひ御参加ください。